

平成18年 No.45

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程

改正理由

教職大学院設置準備を担当する教員の選考について，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成18年12月 6 日 役員会 審議承認

平成18年12月 6 日 部局長会 審議承認

平成18年12月 6 日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年12月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第30号

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部改正について

改正理由：教職大学院設置準備を担当する教員の選考について，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （審議事項） 第2条 評議会は，次に掲げる事項について審議する。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 教員人事に関する事項 <u>（教職大学院設置準備を担当する教員以外の教員の採用及び昇任の選考に関する事項を除く。）</u> (5)～(9) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年12月7日から施行する。</u>	〔省略〕 （審議事項） 第2条 評議会は，次に掲げる事項について審議する。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 教員人事に関する事項 <u>（教員の採用及び昇任の選考に関する事項を除く。）</u> (5)～(9) 〔省略〕 〔省略〕